

1 処分を受けた税理士

氏 名： 木口 勇三

登録番号： 第32554号

2 処分の内容

令和2年9月7日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、所得金額を減額した申告書を作成してほしいとの同社の代表者からの依頼に応じ、売上の一部を除外し、架空の原価及び仕入を計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。